

令和5年5月9日

保護者の皆様

福井市一乗小学校  
校長 宮本 正三

### 新型コロナウイルス感染症対策 今後の対応について

初夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動にご理解とご支援をいただきますことにお礼申し上げます。

さて、昨日、5月8日より新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う学校における感染症対応の変更点について、福井市教育委員会より緊急メールでのお知らせが入ったところです。

本校においても市教育委員会の通知により今後の感染症対策について見直し、今後、下記のとおり実施します。減少はしていますが新規感染は日々発生しており、インフルエンザ等の感染症も含めて基本的な対策を講じて、児童の健康安全に留意して教育活動を進めてまいりますので、保護者の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### ■学校の感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においては、学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大防止のため、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていきます。

- ◇感染状況が落ち着いている平時
- ◇地域や学校において感染が流行している場合
- ◇感染者が確認された場合

#### 1 平時の感染症対策について

児童が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で、これを避ける行動をとることができるよう、感染症対策に関する指導を行います。

##### (1) 健康観察

- ① 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校せず、自宅で休養する。
- ② 健康状態の把握
  - ・体調不良による欠席や不安を感じる場合等、学校までご連絡ください。
  - ・これまで行っていた検温および健康観察表の登校時のチェックは行いません。
- ③ 登校後、発熱等の症状が見られた場合の対応
  - ・帰宅し、症状がなくなるまでは自宅で休養をお願いします。

##### (2) 換気の確保

- ・換気は、気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行います。
- ・冬季は空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるため、気候上可能な限り、常時換気に努めます。

##### (3) 手洗い等

- ・接触感染の仕組みについて児童に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないようにするとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを指導します。

○登校時 ○外から教室等に入る時 ○トイレの後 ○給食（昼食）の前後など

##### (4) 咳エチケット

- ・感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる等、適切に咳エチケットを行います。

(裏面もご覧ください)

### (5) マスクの取扱い

学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。

- ・ただし、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面ではマスクを着用します。
- ・様々な事情により、感染不安を抱きマスクの着用を希望する、健康上の理由により着用できない児童もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにします。
- ・児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導を行います。

### (6) 清掃

- ・清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底します。

### (7) 抵抗力を高めること

- ・身体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛けるよう指導します。

## 2 感染流行時における感染症対策について

### (1) マスクの取扱い

- ・地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童に着用を促す場合があります。その時、マスクの着用を強いることのないようにします。

### (2) 身体的距離の確保

- ・授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童等の間隔を可能な範囲でとる場合があります。

### (3) 具体的な活動場面ごとの感染症対策

- ・各教科等における「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて、一時的に次の対策を講じます。
  - 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
  - 児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- ・儀式的行事等の学校行事  
一時的に、各教科等の対策のほか、以下のような対策や工夫を講じます。その際には、児童や保護者等の理解・協力が得られるよう、丁寧な説明・情報発信を行います。

- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨など
- ・アルコール消毒薬の設置など
- ・可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離の確保

### ・給食等の食事をとる場面

児童全員に食事の前後の手洗いを指導するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意します。特に、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、各教科等の対策を講じることがあります。

### ・登下校

登校後、帰宅後、速やかに手を洗うように指導します。

## 3 出席停止の取扱い

児童の感染が判明した場合は、学校保健安全法第 19 条の規定に基づき出席停止の措置を講じます。なお、その場合、児童が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な措置を講じます。

### 【出席停止措置について】

#### ◇出席停止期間の基準

「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」

#### ◆無症状の感染者

出席停止期間 → 検体採取をした日から 5 日経過するまでを基準とする